

東濃地域 医師確保奨学金 募集要領



一定期間を東濃地域の指定医療機関で勤務し
た場合、貸付金の返還を免除します！

東濃西部広域行政事務組合

平成 27 年度 東濃地域医師確保奨学資金等貸付制度募集要領

1 目的

将来医師として東濃地域の指定医療機関において地域医療の業務に従事する意志がある者に対し、修学上必要な資金(奨学資金等)を貸付け、医師として勤務していただくことを目的としています。

2 応募資格

平成 27 年4月1日の時点で学校教育法管轄の医学部学生(海外の大学や防衛医科大学等は対象外です)、医学部大学院生及び医師で臨床研修、専門研修を受けている者又は受けようとする者。

なお、次のいずれかに該当する者に対しては、貸付けることができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 貸付人数

4名程度



4 応募締切日

平成 27 年9月 25 日(金)書類必着

5 申込先

〒507-8708 岐阜県多治見市上野町 5 丁目 68 番地の 1 東濃西部総合庁舎内

東濃西部広域行政事務組合 総務企画課

電話:0572-23-1111 内線 489~491

Email: kouiki@tono-seibu.org

6 選考

- (1) 面接日(選考日): 別途通知します。(10 月 10 日を予定)
- (2) 選考方法: 書類審査及び面接により行います。
- (3) 貸付決定: 後日、本人へ採否通知を行います。



7 必要書類

(1) 大学生奨学資金(医学部学生に貸付ける資金)

- ア 貸付申請書(所定の様式)
- イ 大学の在学証明書(平成 27 年4月1日以降のもの)
- ウ 住民票(申請者本人のみ記載のもの)又はこれに代わるもの **※本籍は必要ありません**
- エ 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(所定の様式)、ただし、1年生は卒業した高校の校長の推薦調書でも可
- オ 保証人の印鑑登録証明書
- カ 健康診断書

キ 意向調査票(所定の様式)

ク 履歴書

(2) 大学院生奨学資金(医学部大学院生に貸付ける資金)

ア 貸付申請書(所定の様式)

イ 大学院の在学証明書(平成 27 年4月1日以降のもの)

ウ 医師免許証の写し

エ 住民票(申請者本人のみ記載のもの)又はこれに代わるもの **※本籍は必要ありません**

オ 在学する大学院の学長又は研究科長の推薦調書(所定の様式)、ただし、1年生は卒業した大学の学長又は学部長の推薦調書でも可

カ 保証人の印鑑登録証明書

キ 健康診断書

ク 意向調査票(所定の様式)

ケ 履歴書



(3) 研修資金(医師で臨床研修、専門研修を受けている者又は受けようとする者に貸付ける資金)

ア 貸付申請書(所定の様式)

イ 研修実施計画書(所定の様式)

ウ 医師免許証の写し

エ 住民票(申請者本人のみ記載のもの)又はこれに代わるもの **※本籍は必要ありません**

オ 臨床研修又は専門研修を受ける医療機関の設置者又はその管理者の推薦調書(所定の様式)、ただし、研修1年目の方は卒業した大学の学長又は学部長の推薦調書でも可

カ 保証人の印鑑登録証明書

キ 健康診断書

ク 意向調査票(所定の様式)

ケ 履歴書

※『健康診断書』は、過去3ヶ月で以下の診断項目を満たしているものを提出してください。身長、体重、色覚、血圧、視力、聴力、内科的所見、X線所見、その他の疾患・異常

※申請書の際、連帯保証人2名が必要となります。連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成人で、奨学資金の償還及び利子の支払いの責任を負うことができる者とします。(申請者が未成年であるときは、原則として連帯保証人のうち一人は申請者の法定代理人としてください。)

※『所定の様式』は、東濃西部広域行政事務組合のホームページ(<http://tono-seibu.org/>)、又は東濃西部広域行政事務組合の事務所にて取得してください。

※電子メールのアドレスを、応募書類にご記入ください。

8 貸付決定

(1)平成 27 年 11 月中までに申込者に書面で通知します。

(2)貸付決定を受けた者に対して貸し付けます。奨学資金等については、4月分から6月分を6月、7月分から9月分を7月、10月分から12月分を10月、1月分から3月分を1月の年4回に分けて交付します。ただし、貸付初年度である平成 27 年度については、一年分を 12 月末に一括して交付します。

(3)貸付決定を受けた者の年齢、性別、大学名、学年、出身地を公表します。



9 貸付金額

(1)修学又は研修期間中： 月額20万円(年額240万円)

(2) 大学入学時： 60万円(1回限り)

10 貸付期間

- (1) 大学生奨学資金： 正規の修学期間(6年間を限度)
- (2) 大学院生奨学資金： 正規の修学期間(4年間を限度)
- (3) 研修資金： 5年間を限度

※奨学資金等については、(1)～(3)までを重複して申請することができます。この場合における貸付期間は、通算するものとし、同一人につき6年間を限度とします。

11 貸付けの休止及び停止

- (1) 奨学資金等の貸付けを受けている者が次のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、当該奨学資金等の貸付けを休止します。

- ア 大学、大学院の課程を休学したとき。
- イ 大学、大学院で停学の処分を受けたとき。
- ウ 臨床研修、専門研修を中断することとなったとき。



- (2) 奨学資金等の貸付けを受けている者が次のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から当該奨学資金等の貸付けを停止します。

- ア 死亡したとき。
- イ 大学若しくは大学院の課程を退学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止したとき。
- ウ 心身の故障のため、大学若しくは大学院の課程の履修又は臨床研修若しくは専門研修を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- エ 奨学資金等の貸付けを受けることを辞退したとき。
- オ 偽りその他不正の手段により奨学資金等の貸付けを受けたとき。
- カ アからオに掲げるもののほか、奨学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

12 勤務予定先

- (1) 次の指定医療機関のいずれかで勤務していただきます。指定医療機関に採用後、関連する診療所に勤務することがあります。

瑞 浪 市	東濃厚生病院
土 岐 市	土岐市立総合病院
中 津 川 市	中津川市民病院・国民健康保険坂下病院
恵 那 市	市立恵那病院・国民健康保険上矢作病院



- (2) 勤務先及び希望診療科については、申請者の希望を考慮し、被貸付者として決定する際に、内定いたします。臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了する概ね半年前に、所定の様式により勤務の申出をしていただきますが、勤務先は内定先の指定医療機関及び診療科といたします。

※『平成 27 年度募集受入可能診療科』を確認のうえ、『意向調査票』に希望の医療機関及び診療科を記入してください(医療機関、診療科は複数記載しないようにしてください)。

13 償還の免除

(1) 次のいずれかに該当するときは、奨学資金等の償還及び利子の支払いの全部を免除します。

ア 臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、特定診療従事医師(※)として奨学資金等の貸付けを受けた期間の3分の2に相当する期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)、指定医療機関で勤務したとき。

イ 臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、奨学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間、特定診療従事医師(※)以外の医師として指定医療機関で勤務したとき。

* 上記ア及びイの期間を満了するまでの間、通算して貸付期間の2倍に相当する期間(管理者がやむを得ない事由があると認めた場合を除きます。)を上限として、指定医療機関に勤務しないことができます。

(2) (1)ア、イの業務に従事する必要がある期間(必要勤務期間)が3年に満たないときは、これをそれぞれ3年とします。ただし、指定医療機関の業務に従事した期間が1年を超え、必要勤務期間に満たないときは一部償還が免除されます。

(3) 指定医療機関の業務には、必要勤務期間内において指定医療機関で受ける専門研修の期間や、指定医療機関が指定した医療機関で行った臨床研修の期間の2分の1の期間を含みます。

(※) 特定診療従事医師

次のいずれかの診療科の診療に従事する医師とします。

- (1) 小児科
- (2) 産科
- (3) 産婦人科(産科の診療に従事する場合に限る。)
- (4) 麻酔科



14 償還

(1) 11の(2)の奨学資金等の貸付けが停止されたとき、13の償還免除の要件を満たさなくなったとき、大学を卒業後3年以内に医師の免許を取得できなかったときは、各貸付日から返還事由が生じた日までの日数に対し、年 10%の利子が発生し、償還すべき額に利子を加えた額を一括して償還しなければなりません。(6年間 1500万円貸付で、7年目に償還事由が発生した場合、600万円程度の利子になります。)

(2) 正当な理由がなく、償還すべき額を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、年5%の延滞利子を支払っていただきます。

※貸付利子及び延滞利子等の算定基準は、条例で定められています。

15 償還の猶予

次のいずれかに該当するときは、奨学資金等の償還及び利子の支払の全部又は一部を猶予することができます。

ア 大学生奨学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき。

イ 大学生奨学資金の貸付けを受けた者又は臨床研修のための研修資金の貸付けを受けた者が、臨床研修終了後引き続き専門研修を受けているとき、又は引き続き大学院に在学しているとき。

ウ 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学資金等の償還及び利子の支払いが困難であると認められるとき。

※制度に関する詳細は、『東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例』、『同施行規則』等でご確認ください(申込される方は必ず目を通してください)。

当組合ホームページ(<http://tono-seibu.org/syougakukin/index.html>)にてご覧いただけます。

